

役員及び評議員の報酬に関する規程

【目的及び意義】

第1条 この規程は、社会福祉法人宮城県福祉事業協会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び定款23条の規定に基づき、役員の会務に対して支給する報酬及び理事、評議員、第3者委員会及び評議員選任・解任委員会に出席する委員の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

【定義等】

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、会長、副会長、常務理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、常務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、会長、副会長及び監事をいう。
- (4) 理事とは、定款16第条に基づきおかれた者をいう。
- (5) 評議員とは、定款第5条に基づきおかれた者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区別されるものとする。

【報酬の支給】

第3条 この法人は、会長及び副会長並びに常務理事に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しは、報酬を支給しない。

【年間報酬総額及び報酬の額の決定】

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間450,000円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間110,000円以内とする。

3 この法人の会長及び副会長並びに常務理事の受ける報酬額は、次のとおりとする。

- (1) 会長 年額 120,000円に源泉所得税を加えた額
- (2) 副会長 年額 30,000円に源泉所得税を加えた額
- (3) 常務理事年額 100,000円に源泉所得税を加えた額

【理事会及び評議員会等の出席報酬】

第5条 この法人は、理事、評議員及び監事が法人会議に出席した場合並びに会の職務を行うため出席した場合、苦情処理の第3者委員会出席の場合、監事が法人関係の会計監査業務のため、又は、監事及び評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席した場合は、第2項に定める1日分の報酬を支給することができる。但し、職員が役員を兼ねている者は除く。

2 前項に定める報酬の額は、次のとおりとする。

会議出席の場合	日額	5,000円に源泉所得税を加えた額
職務出席した場合	日額	5,000円に源泉所得税を加えた額
委員会出席の場合	日額	5,000円に源泉所得税を加えた額
監査出席の場合	日額	8,000円に源泉所得税を加えた額

住所が仙台市外地の場合は、交通費を支給する。

3 役員、理事及び評議員には、本会会長の命により、理事会その他の会議への出席以外の職務で出張した場合、旅費規程に準じて出張費（宿泊費を含む。）としてその費用を支給することができる。

【報酬等の支給日】

第6条 会長、副会長、常務理事の年額報酬（旅費を除く。）は毎年定時評議員会後に支払うものとする。
2 第5条に定める理事、監事、評議員、第三者委員会及び評議員選任・解任委員の出席報酬は、必要の都度、支払うものとする。

【報酬等の支給方法】

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関に振り込むことができる。
2 報酬等は、法令の定めによるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金等を控除して支給する。

【公表】

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給基準として公表する。

【改廃】

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

【補足】

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成6年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。